

京都市フッ化物歯面塗布事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、むし歯の予防に有効な手段の一つであるフッ化物歯面塗布（以下「塗布」という。）を幼児に実施することにより、乳歯に対するむし歯予防を図るとともに、幼児期からの効果的なむし歯予防対策や生涯における歯科口腔保健に対する意識の向上を目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は京都市とする。ただし、業務の一部を市長が適切と認める団体又は医療機関に委託して実施できるものとする。

（対象者）

第3条 本事業の対象者は、市内に居住する2～3歳児のうち塗布を希望する者とする。

（実施内容）

第4条 本事業は、本市が実施医療機関として指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）において実施するものとする。

2 指定医療機関が塗布を希望し受診した者（以下「受診者」という。）に実施する項目は次の各号のとおりとする。

- （1）歯科医師によるフッ化物歯面塗布処置に係る診察
- （2）歯科医師、又は歯科医師の指導の下での歯科衛生士による歯科用フッ化物歯面塗布用薬剤（フッ化物イオン濃度が9,000ppmFのものとする。）の歯面への塗布処置
- （3）歯科医師又は歯科衛生士による歯科保健指導
- （4）母子健康手帳及びフッ化物歯面塗布受診票への必要事項の記載
- （5）その他、本市が定める歯科口腔保健の向上に必要なこと

（指定医療機関）

第5条 第4条に規定する指定医療機関として本市が指定する医療機関は、次の各号の全てに該当する医療機関に限る。

- （1）本市が実施する所定の講習を修了すること
- （2）京都府内に開設する歯科医業を行う保険医療機関であること
- （3）受診者の個人情報の保護について、関係法令に従い適切に管理できる体制を有すること
- （4）本事業の趣旨及び目的を十分に理解し、本事業を適切に実施できる体制を有すること

2 指定医療機関となることを希望する医療機関は、本市が別に定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、本市に提出しなければならない。申請内容に変更があった場合は、本市が別に定める届出書をもって速やかに届け出ることとする。ただし、事業運営に当たり、本市が事業の一部の委託を行うことが適切と認めた団体に属する医療機関が指定医療機関となることを希望する場合は、当該団体が前項第1号から4号までの確認を行い、報告することとする。

(1) 開設者（開設者が歯科医師でない場合は管理者）の歯科医師免許証の写し

(2) 保険医療機関の指定通知書の写し

3 本市は次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 第5条第1項各号の要件を欠くこととなったとき

(2) 指定医療機関が不正に委託料を受けたとき

(3) その他指定医療機関としてふさわしくないと本市が認めたとき

(受診票の交付)

第6条 市長は、別に定めるフッ化物歯面塗布受診票（以下「受診票」という。）を母子健康手帳に添えて、1枚交付する。ただし、京都市以外の自治体で母子健康手帳の発行を受けた者やその他交付が適切である場合で、事業対象者と認められる者については、別に定める受診票（単票）を1枚交付する。

2 保健福祉センター長は台帳を整備し、受診票（単票）の交付状況を明らかにするものとする。

3 保健福祉センター長は、この台帳を5年間保存するものとする。

4 保健福祉センター長は、別に定める様式により、受診票（単票）の交付状況を保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長に報告するものとする。

(受診票の利用)

第7条 受診者は、塗布を受けるときに、指定医療機関に受診票又は受診票（単票）を提出するものとする。

2 受診票又は受診票（単票）1枚につき、塗布回数は1回とする。

(利用者負担)

第8条 受診者は、一部負担金として1回の塗布につき500円を指定医療機関に支払うものとする。

(委託料の請求等)

第9条 指定医療機関は、本市が別に定める期日までに本市に委託料を請求するものとする。なお、受診者から指定医療機関に提出された受診票又は受診票（単票）を請求に併せて本市に提出するものとする。

2 本市は、指定医療機関から請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認め

たときは委託料を支払う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は、健康長寿のまち・京都推進担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から実施する。昭和60年4月1日付け施行のフッ化物歯面塗布実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。要綱改正前に受診票を交付された者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。要綱改正前に交付した者及び交付される者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から実施する。第7条の規定にかかわらず、平成20年6月1日以降平成23年3月31日までの間の一部負担金については、これを免除する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。第7条の規定にかかわらず、平成23年4月1日以降平成25年3月31日までの間の一部負担金については、これを免除する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。第7条の規定にかかわらず、平成25年4月1日以降平成27年3月31日までの間の一部負担金については、これを免除する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。第7条の規定にかかわらず、平成27年4月1日以降平成29年3月31日までの間の一部負担金については、こ

れを免除する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から実施する。ただし、第７条に規定する一部負担金については、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの間について、これを免除する。

なお、要綱中「保健福祉センター長」とあるものは、平成２９年５月７日までは、「保健センター長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から実施する。ただし、第７条に規定する一部負担金については、平成３１年４月１日から令和３年３月３１日までの間について、これを免除する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から実施する。ただし、改正後の第８条に規定する一部負担金については、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間についてこれを免除する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から実施する。ただし、第８条に規定する一部負担金については、令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの間について、これを免除する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。ただし、第８条に規定する一部負担金については、令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間について、これを免除する。